

ALL たま社労士事務所便り

連絡先：〒277-0832
 柏市北柏3-5-4日暮ビル6F
 電話：04-7164-1283 FAX：04-7164-1284
 e-mail：tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp

「ストレスチェック」の内容と職場ストレスに関する最近の傾向

◆「ストレスチェック」の具体的な内容

現在、国会で審議中の改正労働安全衛生法案に「ストレスチェック制度の義務付け」（従業員 50 人以上の企業が対象）が盛り込まれているのはご承知のことと思います。

このストレスチェックの内容は、下記の 9 項目について直近 1 カ月間の状態が「ほとんどなかった」「ときどきあった」「しばしばあった」「ほとんどいつもあった」のいずれに該当するかを労働者が回答し、その回答から判断される方法がベースになるようですが、今後、項目の変更や追加の可能性もあります。

- (1) ひどく疲れた
- (2) へとへとだ
- (3) だるい
- (4) 気が張りつめている
- (5) 不安だ
- (6) 落ち着かない
- (7) ゆううつだ
- (8) 何をするのも面倒だ

(9) 気分が晴れない

◆これだけで本当にチェック可能!?

これらの質問に答えるだけでメンタル不調に該当するかどうかを判断できるのか、甚だ疑問ではありますが、この 9 項目は旧労働省の委託研究を経て公開されたものであり、現在すでに使用されている「職業性ストレス簡易調査票」の一部に該当するものです。

◆職場のストレスの傾向は？

株式会社アドバンテッジリスクマネジメントによるメンタルヘルス対策プログラム（アドバンテッジ EAP）の利用実績データ（2013 年に約 24 万人が利用）の分析結果によると、職場のストレスについて、下記の傾向が明らかになったそうです。

- ・高ストレス者の割合は 3 年連続で増加
- ・年代別では「25～29 歳」で高ストレス者の割合が高い
- ・男性のストレス要因は「心理的サポート不足」「仕事の

量・質

- ・女性のストレス要因は「意見尊重の風土」がトップ
- 改正法案の成立後、今以上にきめ細かなメンタルヘルス対策が求められることとなりますので、これらの傾向も参考にしながら、自社における課題を明らかにしておく必要があるでしょう。

「労働時間法制の見直し」をめぐる最近の動向

◆「ホワイトカラー・エグゼンプション」導入？

安倍政権が成長戦略の策定や改革実現のために設置した日本経済再生本部の下に設けられた「産業競争力会議」では、「ホワイトカラー・エグゼンプション」（以下、「WE」という）の導入が検討されています。

WE については、2006 年に規制緩和策の中に盛り込まれ、2007 年に法案提出の動きがありましたが、与党内でも導入を懸念する声があり見送られたという経緯があります。

現在、6月に改訂する予定の安倍政権の成長戦略に盛り込むことが検討されていますが、長時間労働を助長させるものとして反対する声も多くあり、先行きは不透明です。

◆中小企業の残業代割増率が引き上げられる？

2010年4月に施行された改正労働基準法により、従業員数300名以上の企業の1カ月の時間外労働時間が60時間を超えた場合の割増賃金の割増率は50%以上とされていますが、中小企業については適用を猶予し、3年をめどに改めて適否を議論することとされていました。

このほど、政府は中小企業についても割増率を引き上げる検討に入り、2015年の通常国会に労働基準法の改正案を提出し、2016年4月からの施行を目指すとの報道がなされました。

割増率が引き上げられれば、企業の人件費負担が増す可能性があります。運送業のように残業時間を減らしにくい業種については、助成金等の措置も検討するとされています。

◆「働き過ぎ対策」の検討

上記の産業競争力会議では、WEのほかに「解雇規制の見直し」や「配偶者控除の廃止」等、企業や従業員の生活に大きな影響を及ぼす事項が検討されていますが、またこの他に、「法令の主旨を尊重

しない企業の取締りの強化」も検討されています。

具体的には、ハローワークの求人票に従業員の定着率や残業時間数の記載を求めたり、労働基準監督署の人員を増強したりすること等が挙げられています。

企業としては、今後もこれらの動きに注意を払っておく必要があるでしょう。

6月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

2日

- 軽自動車税の納付 [市区町村]
- 自動車税の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 労働保険の年度更新手続の開始 <7月10日まで> [労働基準監督署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取

得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 <第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回

健康診断個人票 [事業場]